

# はじめに

## I. 保育保健とは

### 1. 保育保健の歴史

平成20年3月保育所保育指針が改定された。それまでは、保育園における保健（以下保育保健と略す）の問題は、すべて“学校保健法に準じて対応する”とされていた。

2歳未満児も多数預かる保育園の保健問題は、学童を主な対象とする学校保健法では、十分対処できない点が山積し、長年保育園児を対象とした保育保健法が待ち望まれていた。

平成20年に改定された保育所保育指針では、第5章「健康及び安全」の項が設けられ、これからの保育保健へ取り組む体制から地域との連携まで言及しており、まさに保育保健が学校保健から独立し、第1歩を踏み出したといえる。

#### 1) 平成20年までの保育保健

保育所におけるすべての保健活動は、学校保健法に準じて扱われていた。

嘱託医の役割は年2回以上、健康診断（以下健診と略す）を行うだけで、園における健診以外の保健活動にはほとんど介入していなかった。

また、保健活動を行う場合でも地域との連携などほとんどなく、個々の園が独自に対応してきた。

**表1** に平成20年以降の保育保健との対応を比較した。

**表1** 保育園における「健康および安全」に関する対応の変化

平成20年以前	平成20年以降
学校保健法に準じて個々の保育園が自園の園児を対象に独自に対応	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域の保育保健関係者が、地域のすべての子どもを対象に、連携して対応する</li><li>●園が全体として共通認識のもと対応する</li><li>●組織的に、計画性をもって対応する</li></ul>
園長が担当者に指示しそれに従って対応	保育保健の専門職（看護師・栄養士・園医等）が主導的に対応策の企画から実施に至るまで関わり、特に地域との密接な連携を重視する

## 2) 平成20年以降の保育保健

平成20年3月に保育所保育指針が改定され、その第5章「健康及び安全」の項では、保育園における健康および安全に関する対策は、園が全体として組織的に取り組み、地域の関係諸団体などと密接な連携のもとに運営するよう規定された。

# Ⅱ. 保育保健を導くもの～保育所保育指針～

保育所保育指針は全国の認可保育所が遵守しなければならない保育の基本原則として、児童福祉法最低基準第35条の規定を根拠に定めている。平成20年3月の改定（施行は21年4月1日）により厚生労働大臣による告示として規範性を有するものとなり、平成21年度からは全国の公私立保育所においては、保育指針を踏まえ、保育の質の向上をめざして保育することとなった。

保育指針は全7章から成り、保育所保育の役割や社会的責任、保育の目標や方法、保育の環境や配慮事項などについて規定している。

保育保健に関する記述は、第5章「健康及び安全」の項に掲載されており、ただし保育指針には保育保健に対する基本的な理念が述べられているだけで、重要な問題に関してはガイドラインを発出して、その具体的な対応を示している。

## 1. 感染症対策

### 1) 保育所における感染症対策ガイドライン

平成21年8月に「保育所における感染症対策ガイドライン」が発出され、これまでの学校保健法から独立し、本格的な保育保健としての感染症対策がスタートした。

感染症の分類は、登園に際して医師の意見書が必要なものと、保護者が登園届けを書いて提出する感染症と大きく2分して、その「登園のめやす」を発表した。

### 2) 2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」

感染症対策ガイドラインも発出して3年を経過し、表2に示すような問題点解決のため平成24年11月に改訂版を発出した。

表2 2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」改正のポイント

- |   |                   |
|---|-------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 学校保健と保育保健における感染症対策は同一歩調とする</li><li>2. 幼稚園と保育園の“登園のめやす”は統一する</li><li>3. 保育所におけるガイドラインの果たす役割を明示</li><li>4. 乳幼児の集団保育における感染症対策の問題点を掲げた</li><li>5. 激動する予防接種への対応</li><li>6. 新しい話題</li><li>7. 保育園における看護職の役割</li></ol> | (厚生労働省のホームページを参照) |
|---|-------------------|